

周政審第 11 号  
令和4年11月21日

周南市長 藤井律子様

周南市政治倫理審査会

会長 坂本 勲

市議会議員の資産等補充報告書の審査に係る意見書の提出について

周南市長からの令和4年10月6日付け周法第123号による「議員の資産等補充報告書の審査」について、調査及び審査を行ったので、周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第13条第1号の規定により、別紙の資産等補充報告書審査意見書のとおり報告します。

令和4年度

市議会議員の資産等補充報告書審査意見書

令和4年11月21日  
周南市政治倫理審査会

## 1 資産等報告書等の提出状況等

周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第9条の規定により、市議会議員7人の資産等補充報告書及び証明書類の写しが市議会議長から市長に令和4年9月30日に送付され、10月6日付けで資産等補充報告書及び証明書類の写しが市長から周南市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に送付され、調査及び審査の求めがあった。

今年度作成すべき資産等報告書等は、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書であるが、資産等補充報告書を除いては、すでに調査及び審査は終了し、市民の閲覧に供している。

## 2 審査の概要

### (1) 資産等補充報告書の配付

事務局（周南市総務部法務コンプライアンス課）から資産等補充報告書及び証明書類の写しを審査会委員に配付した。

### (2) 資産等補充報告書の審査

提出のあった資産等補充報告書の内容は、預金及び貯金に係るものが2件、有価証券の取得に係るものが3件、自動車の購入に係るものが2件であった。

資産等補充報告書の審査については、資産等補充報告書に記載されている内容と証明書類の突き合わせ、及び証明書類の信頼性・十分性を中心に書面審査を行った。

## 3 審査結果

審査の結果、資産等補充報告書の内容については、概ね適正に記載されており証明書類とも符合していた。